

## 国立民族学博物館研究アーカイブズ利用細則

平成19年5月15日  
細則第 5 号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立民族学博物館民族学資料利用規則（以下「利用規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、利用規則第2条第1項第3号及び第6号に定める研究アーカイブズ資料（以下「資料」という。）の閲覧ならびに複写及び複製について、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の手続き)

第2条 資料の閲覧を希望する者は、原則として閲覧を希望する期間の1週間前までに、研究アーカイブズ閲覧申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

(閲覧に伴う遵守事項)

第3条 閲覧を許可された者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料は、申請書に記載した研究目的以外に利用しない。
- (2) 資料に記載されているプライバシーや個人情報の保護に努め、違法又は人権を侵害する利用は行わない。
- (3) 資料は、当該資料の著作権者が認めた範囲外の利用を行ってはならない。
- (4) 資料は、指定された場所において閲覧すること。
- (5) 資料を利用して行った研究成果の公表において、元資料の調査時に対象となった被調査者や文化に対して敬意を払い、被調査者の人権に配慮すること。

(公刊された文書資料の複写)

第4条 資料のうち公刊された文書資料の複写については、人間文化研究機構文献複写規程に基づき、当該資料の状態及び著作権者が認めた範囲内で、情報課職員が複写を行うものとする。地図の複写については、別途定める著作権の許容範囲ガイドラインに従うものとする。

(公刊されていない文書資料の複写)

第5条 フィールドノート、手書きのスケッチや図、私信、個人情報の含まれた記録などの、公刊されていない文書資料の複写については、学術研究の目的に限り、当該資料の状態及び著作権者が認めた範囲内で行うものとする。

2 文書資料の複写方法は次の各号に掲げる通りとし、第1号及び第2号の場合は情報課職員が行い、第3号の場合は情報課職員立ち会いのもとで申請者が行う。

- (1) マイクロフィルム、電子ファイル等の複製資料がある場合はその複製資料からの印刷
- (2) 複製資料がなく、複写の際に資料の毀損のおそれがないと判断される場合は電子式複写
- (3) 上記以外の場合は写真撮影

3 前項の第1号及び第2号により複写を受ける者は、当該複写に要する費用を負担しなければならない。費用は、人間文化研究機構文献複写規程に定めるところによる。

4 文書資料に記載されている情報のうち、別表に掲げる、プライバシーや個人情報の保護に充

分に配慮し、違法又は人権を侵害する利用となる場合には、文書資料の内容をそのまま公にしてはならない。

(標本資料の複写及び映像・音響資料の複製)

第6条 標本資料の複写及び映像・音響資料の複製は、人間文化研究機構資料特別利用規程に定めるところによる。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、資料の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年10月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 別表（第5条第4項関係）

文書資料に記載されている情報	該当する可能性のある情報の種類の例
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ. 学歴又は職歴 ロ. 財産又は所得 ハ. 採用、選考又は任免 ニ. 勤務評定又は服務
個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ. 国籍、人種又は民族 ロ. 家族、親族又は婚姻 ハ. 信仰 ニ. 思想 ホ. 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ. 出自、出生地または住所 ロ. 遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ハ. 犯罪歴又は補導歴